

事業者様

一般社団法人 浜松労働基準協会

技能講習申込における本人確認のお知らせとお願い

日頃、当協会の各種講習等にお申込みをいただき厚くお礼申し上げます。
 今般、静岡労働局より登録技能講習における本人確認の徹底について指導がありましたので、平成30年度から開催の技能講習のうち、下記の技能講習については、申込受付時に以下の証明書等を貼付していただき、ご本人確認をさせていただきますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、受講者並びに受講資格について事業者証明のある「玉掛け技能講習」、「乾燥設備作業主任者技能講習」、「プレス機械作業主任者技能講習」についての本人確認は、当協会では不要としています。

時期	該当技能講習	実施内容
申込時	①床上操作式クレーン運転 ②ガス溶接 ③有機溶剤作業主任者 ④特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者 ⑤石綿作業主任者 ⑥酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者 ⑦鉛作業主任者	受講申込書の貼付箇所に氏名、生年月日の記載があり、かつ、 <u>鮮明な顔写真付き</u> で有効期限内の以下の書類のうち、いずれか1点の写しを貼付する。 <u>※法令等に基づくもので公的機関・団体が発行したもの</u> ・自動車運転免許証 ・在留カード ・労働安全衛生法の各種免許証・技能講習修了証 いずれも無い場合又はご不明な点は当協会までご照会願います。
WEB会員	上記①～⑦に同じ	受講当日に上記の証明書のいずれか1点の原本を提示する。

※WEB会員とは

当協会の会員事業所様であって、事前にWEB申込み申請手続きにより、事業所ID及びパスワードが登録されて、当協会のHPから講習のお申込み（事業者証明が必要な講習、連合会主催講習を除く）ができ、受講料を指定口座へ振込みをしていただいている会員様を指します。